

平成 30 年に実施する平成 31 年度（2019 年度）法科大学院入学者選抜について

2018 年 1 月 19 日
神戸大学法科大学院

（1）適性試験の取扱いについて

平成 30 年に実施する平成 31 年度入学者選抜においては、適性試験の成績結果を出願書類として求めることはなく、同試験を受験していなくとも出願可能となります（同試験は平成 30 年には実施されません）。なお、必要な出願書類・配点については、平成 30 年 4 月以降に公表する募集要項をご参照ください。

（2）法学既修者コース法律科目試験における民法等改正の取扱いについて

平成 30 年に実施する平成 31 年度入学者選抜における法律科目試験（法学既修者コース）の問題は、「民法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 44 号）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 29 年法律第 45 号）による改正後の法律（改正法）に基づいて出題します。ただし、上記 2 つの法律がなお施行前であることに鑑み、上記 2 つの法律による改正前の法律（現行法）に基づいて解答がなされた場合でも、採点に際して不利益に扱うことはしません。

（3）未修者特別入試の実施について

平成 29 年に実施した、他学部生・社会人を対象とする、書類選考と面接のみによる未修者特別入試を、一般入試とは別に、平成 30 年に実施する平成 31 年度入学者選抜においても行います。詳細は、平成 30 年 4 月以降に公表する募集要項をご参照ください。

（4）早期入学者向け入試の実施について

平成 30 年に実施する平成 31 年度入学者選抜から、新たに、学部 3 年次生を対象として、法学既修者コースにおいて早期入学者向け入試を実施します。同入試では、論文式試験の出題科目を憲法、民法、刑法、および会社法の 4 科目に限定することを予定しています。詳細は、平成 30 年 4 月以降に公表する募集要項をご参照ください。

以上